指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日: 平成27年6月29日

評 価 者:高津区指定管理者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	川崎市高津スポーツセンター
指定期間	平成23年4月1日 ~ 平成28年3月31日
業務の概要	・施設全般の管理運営に関する業務
	・施設設備の利用提供に伴う業務
	・生涯スポーツ振興事業の実施等に関する業務
	・施設の維持保全に関する業務
	・スポーツ行政等への協力業務
指定管理者	名称 :SELF 高津スポーツセンター事業体
	代表者:特定非営利活動法人 高津総合型スポーツクラブSELF
	理事長 平口 和宏
	住所:川崎市高津区二子5丁目14番31号 電話:044-833-2555
	構成団体:特定非営利活動法人の高津総合型スポーツクラブSELF
	株式会社 カワサキスポーツサービス
所管課	高津区役所まちづくり推進部地域振興課(内線:64352)

2.「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に十分な量 及び質のサービスを提供 できたか。	地域のスポーツ振興を担う施設として、スポーツ活動の場を提供するとともに、多様なプログラムによる市民ニーズへの対応、地域スポーツ活動の支援、地域人材の育成等、積極的な事業展開が図られた。 また、ワンコイン(500円)で行える当日受付の教室の開催、ストレッチルームを新設し市へ寄贈、体育室とエントランスのLED照明化など、利便性向上の取り組みも積極的に行った。 利用者数について、指定管理者制度導入前の平成17年度の年169,936人から比べ、平成26年度は年323,841人と153,905名増加しており、より多くの市民に対して、スポーツ活動の場の提供を行ったと言える。
2	当初の事業目的を達成することができたか。	市民のためのスポーツの普及及び振興に関する各種の事業を行い、また、市民の心身の健全な発達に寄与するという事業目的を達成するため、仕様書等に定める業務を確実に遂行した。 デジタルサイネージ付き自動販売機など様々な情報ツールによる広報、利用者アンケートなどによるニーズの把握、スポーツ教室などのプログラムの改善、拡充等、積極的に地域のスポーツ振興事業を展開していることから、当初の事業目的を達成できたと言える。
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	仕様書に基づく職員の配置を適正に行うとともに、職員向けの危機管理研修、避難 誘導訓練等の定期的な開催など、職員の危機管理の意識向上を図り、利用者が安心し て施設を利用できるように努めていた。

		また、設備の定期点検をはじめ、日々の施設設備全般に対する安全パトロールを実施し、故障、不具合等に迅速に対応していたことから、施設の安全管理が適正に図られていたと言える。
4	更なるサービス向上のために、どういった課題や 改善策があるか。	事業毎の利用者アンケート、館長へのひとこと等で得たニーズを分析し、教室プログラムの改善に努めるなど、利用者サービス向上を図っていた。 引き続き、自己モニタリングやアンケート等の検証、教室終了後の活動支援等についての検討等に留意し、公平で平等な利用を確保しつつ、更なるサービス向上を図ることが必要である。

3. これまでの事業に対する検証

3.	3. これまでの事業に対する検証				
	検証項目	検証結果			
1	所管課による適切なマネ ジメントは行われたか。	毎月の事業報告書等によるモニタリングのほか、適宜、現地ヒアリング等で事業実施状況調査を行った。また、相談事項等が発生した場合には、随時、所管課と指定管理者とで意見交換を行い、業務改善、課題解決に向けた協議・指導を行うことで、適切なマネジメントが行われたと言える。			
2	制度活用による効果はあったか。	(サービスの向上) 指定管理者制度を活用し、スポーツ等に関する高度な専門性を持つスタッフを配置することにより、施設利用者の利便性の向上やスポーツ活動の充実、利用者ニーズに応えた質の高いスポーツ教室の開催等のサービス向上が図られている。 利用実績でも指定管理者制度導入前の平成17年度の利用者年169,936人から比べ、平成26年度は年323,841人と153,905名増加しており、より多くの人にスポーツ活動の場の提供ができたとの数的成果がでている。 (経費の節減) 事業展開における指定管理者の創意工夫により、効率的、効果的な業務遂行がなされ、市の財政負担の軽減等を図ることができている。 市の財政負担としては、一般財源ベースで直営時58,713千円から第2期指定期間平均(平成23年度から平成26年度まで)で49,454千円となり、約16%の経費節減効果があった。			
3	当該事業について、業務 範囲・実施方法、経費等 で見直すべき点はないか 指定管理者制度以外の制 度を活用する余地はない か	平成28年4月からトレーニング室の利用方法が、1回3時間の時間制に変更する見込みであるため、公平な利用に留意した運営方法を検討する必要がある。事業期間中における市の大規模修繕計画に伴う経年劣化等による大規模改修と施設の維持管理に伴う修繕等に関するリスク分担に留意する必要がある。 指定管理者制度の導入により、スポーツ事業の専門性や多様性・高度化するニーズへ的確に対応し、スポーツに精通した専門的人材など民間事業者の持つノウハウを活用し、表数で効果的、放棄的な物質が提供できるより、引き続き、非常管理者制			
		用し、柔軟で効果的・効率的な施設運営が期待できるため、引き続き、指定管理者制度による管理運営が適切である。			

4. 今後の事業運営方針について

指定管理者制度の導入により、スポーツ等に関する高度な専門性を持つスタッフを配置することにより、民間事業者のノウハウを活かした質の高いスポーツ教室の開催など、利用者サービスの向上を図るとともに、安定かつ効果的な施設運営と経費縮減を図ることができた。

今後も、幼児から高齢者まで市民誰もが地域で気軽にスポーツを楽しめるスポーツの拠点として、地域における生涯スポーツの振興を図り、更なるサービス水準の向上と効率的な施設運営の両立を目指すには、引き続き指定管理者による高津スポーツセンターの管理運営が望ましい。